

# 令和8年6月1日から 入院時の食費療養費が引き上げとなります。

・食材料費の高騰の影響により、厚生労働省から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

改正に伴い、下表の通り自己負担限度額が変更となります。

（※全医療機関共通の負担額変更となります。）

## 【入院時1食あたりの負担額】

	区 分	1食あたりの食事代	
①	一般の方	550円（+40円）	
②	住民税非課税世帯に属する方（③を除く）	90日までの入院	270円（+30円）
		90日を超える入院	220円（+30円）
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	130円（+20円）	
④	・指定難病の方	330円（+30円）	

・平成28年4月1日において1年以上継続して精神病床に入院している方については引き続き1食260円となります。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）へお問い合わせください。

柏崎厚生病院